

国家賠償法の一部を改正する法律案概要

〔趣旨〕

国家賠償法に基づく求償権の適正かつ厳格な行使の徹底を図るとともに、国家賠償請求訴訟の事案に係る国の説明責任を確保するため、以下の措置を講ずる。

1 国家賠償法の一部改正

(1) 国家公務員が故意によって違法に損害を加えた場合における求償権行使の義務付け

国は、国の公権力の行使に当たる公務員が、その職務を行うについて、故意によって違法に他人に損害を加えたときは、他の法律に別段の定めがある場合を除き、その公務員に対して求償権を行使しなければならないこと。
(新第一条第二項後段関係)

(2) 求償権の有無についての判断の結果等の公表

国は、損害を賠償する責めに任ずるときは、遅滞なく、その損害に係る求償権の有無についての判断の結果及びその具体的な理由（求償権を有する場合であって当該求償権を行使しないときにあつては、その旨及びその具体的な理由を含む。）並びに予防司法支援制度の利用の有無（予防司法支援制度を利用しなかった場合にあつては、その具体的な理由を含む。）を公表しなければならないこと。
(新第一条第三項関係)

2 検討

政府は、国が国家賠償法の規定により求償権を有する場合において当該求償権に係る損害を受けた者が当該求償権を行使することを国に対して求める訴訟制度の創設その他の同法に基づく求償権の適正かつ厳格な行使の一層の徹底を図るための措置について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
(改正法附則第三項関係)

3 施行期日等

(1) 施行期日

この法律は、公布の日から施行すること。
(改正法附則第一項関係)

(2) 経過措置

所要の経過措置を設けること。
(改正法附則第二項関係)